[資料]

史料紹介 新出の元田永孚書翰について

An Introductory Essay. of the unpublisned Nagazane Motoda's Letters.

Jun Misawa

澤

純

要是

であり、特に元田と安場とが日本近代史上に果たした巨大な足跡からして、大きな研究価値を有していると考えられる。 永孚書翰四点、下津休也宛元田永孚書翰一点、元田永孚意見書一点、合計六点の史料紹介を行った。これらの史料は、全て未発表のもの 本稿において、筆者は、「安場男爵家文書」(熊本大学附属図書館寄託「永青文庫細川家文書」)と題された写本から、安場保和宛元田

省略したが、これについては今後の課題とする。 後の動きを模索していることを読みとることができて興味深い。紙数の都合上、最小限の書誌的知見を整理したほかは、解題の類を一切 は、これらの事件に対して、元田と安場とが、二人の郷里・熊本の政治情勢に大きな関心を持ちつつ、自らが属するいわゆる実学連の今 に書かれたものであることが判明したが、この年は、佐賀の乱、台湾出兵等の大事件が起こっている年である。今回、紹介した書翰から 本稿作成過程における厳密な年代比定の結果、下津宛書翰が一八八〇(明治十三) 年である以外、全ての史料が一八七四(明治七)年

キーワード 元田永孚、安場保和、書翰と意見書、永青文庫細川家文書

家文書」(無番号)と題された冊子に収録されているものである。史料紹介に入る前に、これらの書翰に関する書誌 ここに紹介する新出の元田永孚書翰五通は、 熊本大学附属図書館寄託 「永青文庫細川家文書」のうち、「安場男爵

三澤

的情報を整理しておきたい。

(1) [安場男爵家文書] の性格とその史料的価値

行することであったが、これは次のような二つの段階を踏み、長い時間をかけて準備されているため、いつ頃の時期 まれていた元田永孚関連史料をまとめたものである。細川家編纂所の主要な任務は、『肥後藩国事史料』を編纂・刊 と考えられる。永青文庫には、この時に一緒に作成された冊子が数点確認されるが、この冊子は安場家所蔵文書に含 この冊子は、侯爵細川家編纂所がその活動の一環として、安場家を訪れ、関連史料を筆写した際に作成されたもの

にこの冊子が作成されたのかは判然としない。

年生、一八九九年没。なお廃藩置県後は、福島県令・愛知県令・元老院議官・福岡県令・貴族院議員・北海道長官等 と略記する)。安場家文書は、横井小楠の弟子として、いわゆる肥後実学党の中心人物となり、熊本藩の明治三年藩 として、未だ尽さざる所あり」という認識の下、補充・改訂作業が施され始め、一九三一(昭和六)年に『改訂肥後 を歴任)に関わる文書であり、『改訂肥後藩国事史料』は、特に明治以後の部分において、これを縦横に活用してい 政改革前後から廃藩置県までの時期には、維新政権と藩政府とを結ぶパイプ役として大活躍した安場保和(一八三五 藩国事史料』全一○巻(一九三二年、侯爵細川家編纂所)が刊行されている(以下、これらを総称して「国事史料」 本藩国事史料』と合わせて三七巻が完成、宮内省に献納されている。その後、一九一七(大正六)年春から、「史料 『肥後藩国事史料』は、「宮内大臣の令達」により、その編纂事業が開始され、一九一三(大正二)年七月に、『熊

しかし、次に示す二つの理由から、この冊子に収録された諸史料は、これまで調査・研究に利用されることなく、

文庫内で眠り続け、 結果としてその史料的価値を著しく高めることになった。

第一の理由は、「国事史料」の守備範囲が、「嘉永六年六月より、明治四年七月まで」、即ちペリー来航から、廃藩

が一通)は、「国事史料」編纂過程における詳細な検討の中で、収録対象史料から外されていったのである。 たと考えられるから、この冊子に収録された元田永孚書翰(一八七四〔明治七〕年が四通、 間的余裕はなく、広く幕末維新期に関わりそうだと判断された史料が、内容毎に筆写され、 置県までと設定されたことである。おそらく細川家編纂所が安場家文書を調査した際には、 一八八〇〔明治一四〕年 冊子に仕立てられていっ 細かい年代考証を行う時

書」が写本であり、 消失した際に一緒に焼失してしまい(安場保吉氏のご教示による)、残念ながら現在は伝えられていないことである 値を有する根拠はここにある。 本文中に引用・紹介されている以外は、今日では全く目にすることは叶わないのである。永青文庫蔵「安場男爵家文 史料が数多く含まれていたと思われるが、その一部が『安場咬菜・父母の追憶』(一九三八年刊)編集に用いられ、 書」の存在が知られている)。安場家文書の中には、安場保和の履歴からして当然、日本近代史研究にとって貴重な 〔但し、永青文庫内の数種の写本のほかに、国立国会図書館所蔵「安場保和文書」、東京大学法学部所蔵「安場保和文 第二の理由は、安場家文書本体が、第二次世界大戦中の空襲によって、当時これを保管されていた清野謙次氏宅が しかも「国事史料」編纂材料として有益だと判断されたもののみの写しとは言え、高い史料的

(2) 「安場男爵家文書」の内容と元田研究への寄与

えて原史料のままを記す。 では、 安場男爵家文書」中には、以下の八点の史料が、 いくつかの考証を経た上で、年代・宛先・差出等の比定を行い、時系列に沿って掲載しているが、ここでは敢 以下に示す順序で筆写されている。 なお、 後掲の史料紹介部分

①宛先・差出・日付とも不明の書翰

2 (年欠) 十二月十三日付「安場賢兄」 宛「永孚」書翰 本稿における史料

至

- 3 (年欠) 四月二日付「安場賢兄」宛「東野」書翰 同右〔一〕

- 4 四月十七日付「安場賢台」宛「東野」書翰
- (5) (年欠) 十二月十三日付「蕉雨尊大人」宛「永孚」書翰 ---→ 同右 (六)
- 6 (年欠) 四月六日付「安場賢台」宛「永孚」書翰 本稿における史料 =
- ⑦ (年欠) 三月付「東皐」意見書 ——→ 同右〔二〕

⑧宛先・差出・日付とも不明の書翰

②③④⑤が安場保和、⑤が下津休也、⑦は宛先の表記が無い。 このうち、本稿において紹介するのは、②③④⑤⑥の五点の書翰と⑦の意見書とで、差出は全て元田永孚、宛先は

代表される従来までの元田関連の史料集には未収録のものであり、先述した諸事情(特に安場家文書の焼失)によっ て、今回初めて公開されるものである。 (一九六九~七○年、元田文書研究会)や、沼田哲・元田竹彦編『元田永孚関係文書』(一九八五年、山川出版社)に 本稿では、元田永孚の紹介を一切省略するが、これらの史料は、海後宗臣・元田竹彦編『元田永孚文書』全三巻

宛の書翰が八通収められており、今回紹介するそれぞれの書翰の内容的重要性はもとより、これら関連史料との突き てはもちろん、日本近代の歩みに元田が残した足跡の大きさからして、日本近代史についても寄与するところが大き 合わせによって新たに浮き彫りにされる諸事実は数多い。そしてこのことは、これらの史料が元田の人物研究につい いことを意味している。 元田の書翰を集中的に集めているのは、前掲『元田永孚関係文書』であるが、これには安場宛の書翰が二通、

はないだろうか。もっとも元田・下津・安場各家には、姻戚関係を含めて密接な交流があり、下津が安場にこの書翰 までも推測に過ぎないが、本文中で元田が、「御他見者堅ク御断申上候」、と述べているにもかかわらず、下津がこの また、⑤の下津休也宛書翰がなぜ安場家に存在していたかについては一言しておかなければならないだろう。 郵送ないし使者に持たせる等の手段で、安場に送り、そのままそれが返却されないまま安場家に残ったので

をみせることは、元田が強く警戒する「他見」には該当しなかったのかもしれない。

最後に、本来ならば、①⑧も含めて、永青文庫蔵「安場男爵家文書」全体を紹介すべきところ、 確実な考証を行い

得た五点のみを優先して紹介することにしたことを付言しておく。

(3)紹介にあたっての凡例

○旧字体は新字体に改め、 句読点を付した。

○原史料には、「見せ消ち」が確認されるが、これは細川家編纂所が安場家文書を筆写した際のものと考えられる

ので、表記しなかった。

註

○表記上の体裁は、全て沼田哲・元田竹彦編 『元田永孚関係文書』に準拠した。

(1)例えば表紙に「小楠横井先生手翰」(草稿本の部1852)と記された史料がこれに当たる。但し、この表題は正確とは言い難く、一 丁目に「咬菜軒逸事」と記されているように安場の伝記となっている(その中に安場宛横井小楠書翰が含まれている)。後述する 史料』には、「安場男爵家文書」「小楠横井先生手翰」収録史料以外の、安場家文書も多用されているので、細川家編纂所が作成した 安場家文書筆写本は他にもあったと考えられる。 『安場咬菜・父母の追憶』と重なる部分も散見されるが、両者の関連性については現段階では不明である。しかし『改訂肥後藩国事

(2)(3)(4)『改訂肥後藩国事史料』巻一「緒言」。 (5) どちらも筆者未見であるが、安場保吉氏によれば、国立国会図書館所蔵「安場保和文書」は、明治中期に安場が品川彌| 友房らに宛てた書翰類が中心で、東京大学法学部所蔵「安場保和文書」は、明治中期の法律・経済・北海道開発問題に関する論説類 ヒ中心であるということである。 一郎・佐々

(6) 各種の歴史辞典や人名辞典を参照のこと。なお元田の伝記には海後宗臣 書については、後掲の『元田永孚関係文書』の「解題」が優れている。 『元田永孚』(一九三二年、文教書院)がある。

(7) 本稿一七ページ。

151

(明治七年)

四月二日付安場保和宛元田永孚書翰

事ニ御座候。然シ元老院一条桜井少々存慮有之、小弟ニも御一別後猶再案段々不安意之条件も有之、桜井存意と大概 キ候而十二分ニ言上仕候処、 中人物之愚評ヲ御下問ニ付、小弟儀寡聞浅見他之事ハ謙遜致し候得共、彼一人者実ニ関係も大ナル事ニ付御高論ヲ継 申上候処、当時段々御熟慮中之御事ニ御座候段御申聞ニ而余程御反顧之御様子ニ相見へ申候。左候而大蔵長官等参議 領掌二而、 同案程ニ有之候へ共、急ニ御取遣も出来不申御建言者其儘差出申候。尤廿六日ニ岩公御面会致し御建言之御趣意ハ御 茂御添被成下、桜井ニも披見致サセ候積との御示諭ニ付、入披見候而意見ヲ乞一夕講習仕候処、 之段珍重奉賀候。早速拝答可仕候処、疎懶押移是迄失敬御海容可被成下候。拙家も皆々無異罷在御休襟奉希候 先月六日御途中其後十八日・廿四日三度之芳翰一々相達、 岩公江之御建言御一封廿一日午後相達、廿三日ニ参達仕候処、御来客ニ而御逢者無之取次ヲ以相達し置申候。 得斗御熟慮可被成との事ニ有之候間、小弟存慮固より御同案ニ御座候得共、少々懸念之ケ処も有之候段粗 大ニ御同意之御模様ニ相見へ申候。 忝々拝読仕候。愈御清健被成御着県御満堂御揃、 右元老職一条之愚案別紙ニ記し供御一覧申候。 固より感服御同心之 御草稿

先津田一人申入レ之方ニ致置申候。不悪御聞済可被下候。 依而別段之御人撰無之候半而ハ相運申間敷、 岩公へ申上置候。 警視官三人之御撰挙固より御同意ニ奉存候処、実際上ニハ三人一固ニ御撰任急ニ運ヒ兼可申と見込候間、 辺・丁野ニ而容易ニ転任も如何之様子ニ相聞へ、先津田一人丈者相運可申歟と見込ミ申候。依而三人之儀者御建言ニ 藤島ニも御伝言被下候由ニ而、 当時大警視川路一人ニ而、 権大警視三人、安藤 先津田 ご田 二人

慮ニ者適し申間敷と奉存候へ共、今一応御示教被下度奉希候。

対話ニ而沸騰連モ一時ニ鳥散致し、 米田家者先月五日ニ帰京ニ而益活発々タル談話ニ御座候。 鎌田惣謝罪之名代人とし而米田家ニ参り申候由、 熊本ニ者二月廿日之着ニ而即夜権令へ説諭、 一時之動揺ハ大田黒・嘉悦話と 翌朝住江 に直

二有之候。大田黒者佐賀へ相廻り候間彼地ニ而拝命と被察申候。

153

召出も被為在、

电 同 務卿之見込と大惣督宮との見込少々違却致し、右伺ヒニ正院へ罷越候由ニ御座侯。 嶋侍従・米田長モ先日一ト先帰京、 精神ニ者其米田家ニも感服致しタルとの話ニ有之、流石天下之柱石、猶更感心致し候。其後之様子ハ相分リ不申、 一ニ有之候へ共、 前後共二固ヨリ熟睡も不致候而尽力致し候。精神之段ハ旧県之人ニより賞誉ヲ受ケ候様ニ有之候得共、 大久保船中ゟ佐賀鎮定迄之儀、 廿一日ゟ廿五日ニ忽鎮定、 猶佐賀へ罷越し申候。是者伺事ヲ持チテ参リ候由ニ而確説ハ承知不致候ヘ共、 惣テ成算通り二遺策ナク運ヒ候由、 米田家ニモ熊本ニテハ快ク一睡モ成リ不 少々懸念二而何樣陸軍長官二異論 大久保之 高

も可有之哉と愚推致し候。猶承リ候ハ、可得貴意候。

郎・沼田勘解由・溝口蔵人・白石・岩佐・沢村大八等大丞宅へ御用召ニ而、 致し大分愉快ニ覚へ申候。右之一条ニ付珍説有之、 熊本ニハ渡辺大丞乗リ込ミ佐賀応援党精々押詰タル糺問ニテ、 江藤未夕相分リ不申、 濱町様ニ者益御機嫌能、 ヲ命セラレ候由ニ而、 御隠居杯中々勇々敷様子ニ相聞へ申候。 今日之新聞ニ宇和島へ逃匿之模様ニ相見へ、早々捕縛ニ就キ候様ニ祈リ申 先月九日ニ御着被遊候。 御到来も有之乍恐奉安喜候。 賊徒隠匿之類探索厳重ニ而、 鎌田列も平伏ニ及候由、 精々話合ニ而一統朝旨ヲ奉シ候様之示教 岩男列貞太共ニも薩陲ニ而追 下津御隠居・ 此節者例之党派論も漸ク明白 米田与七郎 付 小笠原七 申上 御

津田も県士弐百名撰出先月廿日ニ到着致し候。廿八九日迄ニ皆々四等巡査ニ拝命相済申候。今村・ 仮ノ引廻しニテ出張候へ共、 皆同様四等巡査ニ拝命致し候。 大田黒 嘉悦列も帰県ニ而御示諭之通り暫者誠ニ静 山移 岩間 不破

濱町様ニも何之御配慮も不被為在候と奉恐察御互ニ安心仕候。

一同九日ニ着仕大ニ安心仕候。熊本も米田家一声ニ而鎮定之上、右大丞之処置等ニ而もはや聊之懸念

御出発前右之御社中へ之御話合孰レ茂異論ニ有之候由ニ候へ共、 賢兄ニも少々宛注文も有之候哉ニ承リ申候。今少し熟話ヲも承候心得ニ居申候処、出立致し十分ニ尽し不申残念 御早々ニ而意中ヲ尽シ得不申段、 後日嘉悦ゟ承知仕

純

事故同様ニ祈申候。 島ニ者賢兄前途之事ヲ祈り候所ゟ大ニ案思居申候。 二御座候。 藤島内々之話ヲ承候処、 少シ御注目有之度奉存候 内務卿懇意之向キニも賢兄事ヲ議論高大との批評ヲ致し候族も有之候由ニ而、 固より御頓着有之事ニハ無之候へ共、 小弟ニも藤島中情汲取居侯 藤

三澤 二於テハ西陲ニ沈伏致し候而モ決而為メ悪敷事ハ致不申候段申述候而御断申候由、右ニ付従二位公ニも急ニ帰京も出 処、上京之一段者達而相断、当時大久保初メ皆々尽力致し居候ニ西郷自身出候而モ却而邪魔ニ相成リ宜敷無之、 帝室ヲ輔護可被致候ニ付、一同ニ上京ニ相成度との懇々之説諭ニ相成候由、 島津従二位公鹿児島着之上、 西郷ニ面会ニ而是迄西郷事ヲ異論ニ存しニ相成侯段、 西郷も誠ニ意外之感服ニ而有之候由ニ候 謝罪ニ相成、 向後者一致ニ相成リ 西郷

西郷上京ハ六ヶ敷見込ミ申候。今少シ御誠意ノ貫徹致し度とのミ祈リ申候。 **勅使とし而去ル丗日ゟ鹿児島へ罷下リ候。従二位公ニ者上京も可有之候へ共、** 西郷へ勅諚ト申ス事ニハ無之由ニ付、

右ニ付従二位公御召之由ニ而万里小路宮内大輔・

山岡少丞

来兼候段、子息并楢原ヲ使として朝廷ニ言上ニ相成申侯。

御草稿者講習之為メニ写し取置、 御本書者則返上仕候。 御落手可被成下候。

返事可仕と奉存候 桜井へ先日御一封被下候而宮中改正之件々御示諭被下侯段、 同子ゟ承知仕候。 一夕得斗話合申候筈二而、 其上ニ而

二而諸生夜々之宿ハ見合セ置申候。 桜井ニも先月廿日ニ新宅へ引移申候間、 此段申上置候。 御屋敷者受取申候。 御長屋続 御道具モ格別無之藤島も居申候間、 条モ夫々承知仕候。 此節者朝夕見繕候迄

御礼申上度、 御帰り後ニ御土産之品々拝領誠ニ~~忝々結構御心入之御品々ニ而御厚情難有幾久敷重宝可仕と奉存候。 となた様ニも重々宜敷奉願候。 家内ゟ厚ク

仰下夫々承知仕候。 袴地糸織其外相願候処、 急キ候ニ而も無御座七八両ニテ手ニ入候へ者、大ニ宜敷奉願置候。家内ゟ呉々も御礼共々宜敷申上候。 未夕島屋も到着致し候哉否承リ不申候。 大二御世話ニ相成御委細被仰下候趣忝々奉存候。 相届申候ハ、 御紙上之通りニ相心得可申奉存候。 嶋屋之便ニ御遣し被成下、 賃銭等之事も被

右之件々公私取束ね拝述仕候。 御推覧奉希候。 猶後便ヲ期シ。 早々。頓首。

四月二日夜認ム

安場賢兄

近日上野ノ桜少々宛綻ヒ申候由、未夕向島なとハ当月央過ニ相成リ可申、園中之花も未夕余程日間も可有之、枝垂 尚々御老人様御初メ皆々様へ呉々宜敷奉願候。 御出府者いつ比之御模様ニ候哉。 御掃除共致し御待可申上と奉存候。

此節迄ハ返書も届キ不申、 門岡ニ茂追々之返書も有之候へ共是モ同様ニ

(明治七年)三月付「東皐」意見書

而御序二宜敷御伝声奉頼候。再拝。

レ桜ハ少々綻ヒ申候。此段御老人様方へ申上候。

再案

元老職ノ任、従二位公以下四名ノ人選、

固ヨリ適当スルト雖、

大臣・参議ノ外、別ニー大任ヲ設ケ置クカ故ニ其

宸断ヲ助クルノ実効アリテ

天皇ノ親任益々重キ時ハ其権亦随テ強ク終ニ大臣・参議ト相抗スルノ弊ナキヿヲ免レス。若シ其輔翼ノ実効ナク

ナリ。 ニ用ヒラレサルニ於テハ亦必ス不満慷慨、政府ヲ敵視スルニ至ル。是其勢然ルナリ。是亦恐ルヘキ者、予メ慮ラサル 天皇ノ親任ナクシテ、大臣・参議ノ下風ヲ仰キ、其権亦軽キ時ハ新タニ元老職ヲ置クノ詮ナクシテ終ニ無用ノ贅物ト 人少シトセス。此輩ニ至テハ其常ニ尊信スル所ノ人、大ニ用ヒラル、ヲ見テハ意気揚々元老ノ名声ヲ誇張シ、若シ大 今四名ノ人物皆宏識大度ノ君子ニシテ、其動作決シテ正院ト相抵抗スルノ患ナク、又決シテ従スルノ属官・門 四名ノ人物モ亦随テ閑職ニ帰シ、辞免退老ノ外ナク 朝綱亦振ハス。此二ツノ弊、予メ慮ラサルヘカラサル

156

レハ條・岩雨公、西郷・大久保ノ外ニ元老アルヘカラス。之ヲ次ニシテ従二位公及ヒ木戸及ヒ勝・大久保一翁ナリ。

三澤 純

帝室ニ密通セサルヘラカラス。是衷情ノ親ク望ンテ真ニ希フ所ナリ。況ンヤ去冬征韓両議相判レシヨリ、

方今佐賀平定、天下ノ有志皆頚ヲ延テ

天皇ノ聖資ヲ察シ

帝室ニ朝スルニ三日ニ一度、五日ニー度ヲ以テセハ、従前ノ疎遠ニハ陪蓰スへシ。而シテ実際

皇宮ノ体度ヲ審ニシ其度ヲ計リ其序ニ順ヒ除ヤクニ体裁上ノ改正ニ及ヒ随テ元老院ヲ置ンヿ、亦

皇宮太政官代道途隔絶事務多端ナリト雖、大臣・参議交ル々々

ヨリ勝大久保一翁ニ至リ、皆之ニ任シテ可ナルヘシ。若シ又施設シ難クンハ姑ク止ムニ若クハナカルヘシ。

帝室ノ大任軽キニ似テ天下ノ有志其望ミニ歉ザラントス。故ニ拙意謂ク、

元老職ヲ置ク、希クハ條・岩両公、

勝・大久保一翁ノ人物二等ニ下ラスト雖、天下ノ望ム所大久保ニ如クハナクシテ、條・岩両公之ニ次ク。

ハ従二位公列ノ四名ノミ。蓋シ西郷ノ名望固ヨリ無論ト雖、其実際受任担当スル否、未タ知ルヘカラス。

従二位公・ 此ヲ措テ彼

テ人心ヲ服スヘカラス。今元老職ヲ置ク天下ノ人、将ニ目ヲ刮テ以テ其人ヲトセントス。然リ而ソ其人ノ擢任ニ至テ

朝政ノ挙ルヲ望ム。是時ニ当リー度趾ヲ挙テ有志ノ望ニ飽クニ足ラサレハ以

人心胸

天皇君臣水魚ノ親愛アランーヲ希フ者誰々ソヤ。條・岩両公、

大久保・西郷ヲ措テ二等ノ人ニ求ムヘカラス。

協同和合シテ其器度名望亦以テ天下ノ人心ヲ繫ルニ

天皇此四賢ニ相逢フヤ、最近ク最切ナランヿヲ欲センニハ元老ニ任シテ数々

足ラン歟。且人ノ情相逢フノ近キヨリ愛親ノ情生ス。

帝側ニ在リテ輔翼ノ任ヲ尽サハ大臣元老ノ権相分ル、ノ患ナク、

一度帝室ニ朝シ、専任ノ元老常ニ

以テ、元老職ニ任シ、西郷・従二位公及ヒ勝・大久保一翁ハ専ラ元老職ニ任シ、兼官ノ元老ハ三日ニ一度或ハ五日ニ 是恐クハ天下ノ確論倒置スヘカラサル者、故ニ今其名ニ順ヒ実ヲ責メテ、條・岩両公、大久保・木戸ノ四人ハ本官ヲ

ヲ得サル也。

夫元老ノ名アル大老臣ト云ンカ如シ。故ニ位ヲ以テスレハ大臣ノ外ニ元老アルヘカラス。

人物ヲ以テス

之哉と奉存候

二軽 晩カルヘカラス。 「々進歩朝変暮改ノ覆轍ヲ踏ントス。是正ニ熟慮セサルヘカラサルナリ。 苟モ実際上ニ力ヲ用ヒス、 徒二体裁上ノ改観ヲ急ク時ハ遠カラスシテ又終ニ改メサルヲ得ス。

=

東犁具東

[三] (明治七年)四月六日付安場保和宛元田永孚書翰

越、 二而内務卿ハ巡回ハ無之見込ニ御座候。 趣二而、 と被察申候。昨日岩男ゟ之書翰到着同氏ニも佐賀へ出張実地見聞之処、兵火之跡直様御救助建築等之指揮行届侯段申 ニも相見へ居申候通りニ御座候。 二而捕縛ニ就キ、佐賀ニ伝送ニ相成候趣ニ而昨日米田家之聞取ニ而承知仕候。其外之面々も捕縛之段ハ昨日之新聞紙 便

を
得

貴

意

候

通

り

二

而

、 心可被成下候。其後都下西方之形勢等御懸念被成候段、追々可得貴慮とハ存なから執筆懶惰押移一ト通りハ二日之郵 去ル一日之貴翰一昨四日ニ相達忝々拝読仕候。 王師之姿相顕レ感心之趣ニ御座候。御処刑軽重宜ヲ得候様之建言も致し候由ニ候処、 一々岩男之建言通りニハ運ヒ兼候模様ニ有之、定而内務卿ニ定見有之候と相見へ申候。 未夕確定之儀も承り出し不申杞憂消却之様ニ至り兼申侯。尤江藤新平者三日之報知ニ高知県 先巨魁皆逮捕御処刑一ツニ相成リ何様魁首者厳刑、 いつれ巨魁処刑之上者早々帰京終始之事実奏聞叡慮ヲ可奉安との忠志ニ可有 御全家様御揃愈御安祥被成御座奉拝賀侯。 其余者御寛典之御処置ニ可相成 既ニ内務卿ニハ定論有之候 此元皆々無異罷在候間御安 九州巡視ハ惣督宮計

着座ニ而御配慮之儀も不被為在候事と奉恐察候。 元知事様御着後之御模様ハ精敷儀ハ未タ報知承リ不申候へ共、先便得貴意候通りニ而何も静謐ニ相成リ候上ニ而之御 御安心可被成下候。

台湾御征伐御決議ニ而昨日西郷陸軍大輔惣督被仰付、今日ゟ出発之由ニ御座候。 野津少将・谷少将両人将師ニ而鹿児

米田 之候由ニ御座候。 決ニ而全ク機密ニ出候事と小生共耳遠く有之候へハ別而驚キ申候位ニ而内務卿ニも同意否も難計と重々懸念仕候処、 島県之壮兵ヲ募られ鎮台兵も発出致し申候。 へ咄見候へ者内務卿ニ者佐賀出張之節船中ニ而既ニ其内話有之佐賀一時ニ鎮定之上者台湾ニ差向候との内話も有 右之次第承リ候得者、 廟議内決ハ内務卿策略之内ニ有之候ニ付先々杞憂ヲ慰シ申候。 初而承リ候処ニ而ハ如何之廟議ニ候哉と杞憂之至ニ御座候。 近日之御急

時候替り故例之持病差起り頭痛強く打臥居申候而存なから御礼も不申上本意ならす御無礼申上候間、 二御座候間、 成置候ハ、直ニあつらへ可申と奉存候。代金ハ少しも御心配無之様御世話ヲ奉願候。 共ニ誠ニ~~御礼難申上尽奉存候。 りニ而大ニからも好ク小生妻共に誠ニ難有くへ、 右糸織類之儀者御袋様御奥様大ニ御世話ニ罷成り難有~~、 直段書之通ニ申出候。 人力車御求メ被成度との儀ニ而小生長屋之車製ニ被成度趣、 彼是御立用モ相願可申、 所々承り合せ候ハ、少々宛之高低ハ可有之候へ共、先弐拾金内ニ而出来可致、右之御聞置ニ被 妻ゟハ別段御礼も申上候心得ニ而、 旁其心組二被成置被下候ハ、忝々奉存候。 糸織者思召付ニ而御遣し被成下、品からと云別而宜敷思召之処両人 い才承知仕候。則音吉へ申付製造方へ承合せ候処、 糸織類之代金モ小生ゟ差出候筈 屑糸織・白紬注文通 呉々も小生ゟ宜 此間な 別紙

況想像仕候。 合申候。 遠想候。 去月廿三日ゟ者雪ニ而其後雨ニ相成御困却被成候処、 此元者近日者天気暖和ニ赴キ桃桜咲出テ、 八九日比盛り歟と被思向島者未夕少し早く十三四日比ニも可有之歟と存し申候。 御出府も如何之御模様ニ御座候哉。 折柄随分御自愛御専一二奉祈候。 昨日上野迄参り見候処もはや八分位之開花ニ而大分人出も多く賑 一日ニ者晴ニ而梅御覧ニ御出浮被成候由御鬱散ニ相成可申と奉 一昨日之貴報旁如此御座侯。 御地とハ余程之相違ニ而景

敷申上候様申出

安場賢台

四月六日

筝

可申一応之拝答仕候也。

尚々此節モ村井・門岡へ紙面届兼申候間御逢之節可然様頼侯。再ば

〔四〕 (明治七年)四月十七日付安場保和宛元田永孚書翰

ス。且タトヒ実際上ノ補佐専ラナラザルヲ免レザルモ、元老大臣ノ名義斯三名ヲ置テ他ニ冠セシムベカラス。是大ニ 権ヲ分ツベキナリ。 輔宰相等其権ノアル所如何ヲシラズト雖現今ノ朝廷上ニ於テハ行議兼任ノ大臣ヲ以宸断補佐ノ任ニ充テ而ソ其己下其 且行政・議政ノ権分タザルベカラスト雖、宸断補佐ノ大臣ニ限り行議兼任セザルヘカラス。孛ノビスマルク、英ノ師 再々答も無之次第ニ御座候得共、宸断補佐之一条今日不¸為則_已茍為¸之 則器量名望決シテ第二等ニ落スベカラス。 様ニも花御覧等御楽も可有御座と奉想像候。再案愚見猶御再答御別紙御明辨拝誦感服仕候。一応拝見之処ニ而ハ最早 去ル十一日発之芳翰一昨十六日到着辱拝誦仕候。 高明ニ悖ルト雖モ未夕再案ノ意思幡然タル能ハザル所ナリ。猶熟考ノ上鄙意ヲ可罄、桜井ニも拝見致サセ意見ヲ乞ヒ 故ニ愚意謂フ、タトヒ他ノ人物ハ此選ヨリ落スヘキモ、條・岩両公、内務卿ノ三名ハ除クベカラ 御闔堂益御安祥之段珍重奉拝賀侯。 御地も漸春和相催候段、 御母堂

之事と被察、小生耳ニ者未夕何とも承不申候。 佐賀ノ巨魁江藤・島己下十名刑罪相済ミ候へ者、 内務卿モ近々帰京可有之との模様ニ有之、 地方ノ会議等茂其上ニて

之御運歩専一ニ奉祈候。 江藤刑罪一条も都下ノ議論例之生西洋流ノ説も有之由ニ候処、 速ニ斬梟ニ処セられ遺憾も無之候。 此己後ハ只々内治

159 下之大事と杞憂無涯存候処、 台湾一条御高論ノ如ク緩急軽重其当ヲ得候処ハ何分愚意安シ不申、 内務卿者初メヨリノ胸算と承リ候へ者先夫々者安心仕候。 内務卿ニも定而異論ニ可有之哉と相考へ、実ニ天

都下ノ景況格別承リ候儀も無之、

近日岩公ニも一両度参殿致し候へ共、

岩公二ハ至極御同意ニ候へ共警視庁当時人員盈チ居且外ゟ飛入ハ中々容

細カナル事ニハ亘リ不申、

津田権大警視ニ選

易二難相成議論ニ有之候由、残念ニ御座候。

任之事も余程申達し候へ共中々運ヒ不申候。

元知事様ニ者益御機嫌能、彼地も弥以静穏ニ而御配慮等モ無御座由、 二被為在候よしニ伝承致し候。 未夕御治定ニてハ無之由ニ御座候。 御留守ニも御異條も不被為在今戸モ御同様ニ而 御帰京も大概此十五日過ゟ彼地御発軔之御内慮

堂様御初皆様之思召如何ニ御座候哉、小生ゟ御聞合を申上御返答之趣早々申越呉候様との頼ミニ御座候段、倅ゟ申越 0) 熊本ゟ倅来状昨夜着致し候処、 候間此段得貴意申候。 事二御座候段、 庄村一郎ゟ倅へ申聞ケ候由ニ御座候。 先々御安心可被成、 下津末喜御養子ノ御内談御隠居承リニ相成候処、 於小生も重々太慶奉存候御模様被仰下候へハ猶彼方へ郵便ゟ可申遣と奉存 然処右御内談相済候而ハ直ニ登京致サセ可申哉否之儀、 存寄も無之御所望ニ任せ差上可申と 御母

人力車者直ニ注文致し置明後日比ニハ出来ノ筈ニ御座候。 反物代と御立用仕置、 追而過不足ハ御算用可仕と奉存候。 出来参り候へハ暫者御預り置、 好便ニサシ出可申侯。 代銭

候。

乍憚となた様ニも呉々も宜敷 家内持病御尋被成下難有〈~、 〈 申上候。 此節者久々ニサシ起リ大分長引致し候処、 近日者大分快く相成り漸床より起上リ申候。

此節者右末喜一条ヲ申上候為メニ一筆サシ上申候間、 外之御返答者誠ニ略々拝呈仕候。猶後便ヲ期シ早々頓首。

四月十七日

東野

安場賢台

尚 |々随分||〜御自愛専||二奉祈候。何も早々御出京奉待候。太田黒モ佐賀県参事之心得ヲ以相務候との拝命ニ有之 天下掛目相待居候事ニ而何分渇望之至ニ御座候。

候由珍重ニ御座候。 岩村権令ハ当時旧県へ参リ居候よしニ而当分ハ太田黒全権と相見へ追而ハ上進之都合ニも可有之

村井・門岡へ此節も書状届兼、御序ニ可然様奉頼候以上。

哉と相考へ申候。

後便ニ譲申候以上。

〔五〕 (明治七年)十二月十三日付安場保和宛元田永孚書翰

(朱書)十二月十七日午前着。即日返書出ス。

安田ゟー々達貴聴置候由ニ候間、夫ニ相譲候而本意ならす失敬仕候。其後御運ヒ之御模様ニ付而ハ御賢慮之趣被仰越 山吉参事も出張ニ而有之、一々御尤ニ奉存候。内務卿帰期後、内外繁務之由ニ而此後御運ヒ出し之都合如何とも承り 会候。度々賀辞不申事ハ無之、其度毎ニ者賢兄御事御噂不致儀ハ無之候得者、幾度歟筆ノ硯ニ差臨ミ候へ共、 リ、皇国之光輝生霊之幸福、実ニ無涯之賀悦、言詞ニ難尽次第、電報已後之信報より辨理大臣帰期迄之間休也翁初相 翰拝呈仕候。寒霜相増其御地如何三層之寒威と想像仕候処、御母堂様初御全家様益御安祥可被成御座、 此元ニても拙家無異消光御安着可被成下候。先便呈書之御酬翰も夫々拝誦仕候。貴諭之通支那一条無比之運ニ至 山田・

夕素懐之言上ニ至リ不申、度々参殿ニ相成候へ共御所労彼是ニ而遅延ニ相成リ居、此言上相済候上ニ而ハ猶又三大臣 未夕言上之筋モ相残リ居、 休也翁事追々御承知被下候通リニ而素懐言上之上者、厳寒ニ差向キ不申内ニ速ニ西帰、可然儀ハ御社中同論ニ候へ共、 も面会之筈ニ而、虎殿ゟ申入ニ相成リ、近々ニハ其都合ニ相成リ可申候。條・岩二公へ之言上振リハ同座ニ而承リ居' 席ニ而御談席ヲ被設候事、已ニ條・岩二公へ御約定モ有之居、必ス其御都合ニ相運ヒ可申ト奉存候。 其運ヒニ至リ兼申候。尤條・岩二公へ之言上ハ相済、左府公ニも一面会ハ有之候へ共、未

御内聞二被成置可被下候。

純 模様一ツニハ天顔拝謁之都合ニも相運ヒ可申哉、是亦翁之誠心次第之儀ニ而、脇々ゟ決而周旋等可致事ニ無之候。先々 悟ニ御座候へ共、小生共ニも其機ヲ抜カサス愚言モ奉リ候半ト相含ミ居申候。此儀者未夕極内々ニ候へ共、條公之御 表白ニ相成候段ハ御互ニも安喜候事ニ御座候。 十二分之言上至極宜敷、 メ而話合も宜敷可有之被察、建言御採用実地御運ヒ之次第ハ如何ニ候へ共、社中壱人之老先生積年之誠心、 流石ニ老輩之誠意精神ノ洒ク処ヨリニ公ニも霊懐御受之御面色ニ相見へ申候。大久保ニも極 右相済速ニ帰郷ニ候得者、誠ニ全備之出処進退ト相考へ、翁ニも其覚 廟堂上ニ

己ニ酬ク之勉力致し候覚悟こそ当然ニ候処、着県即下退避之都合、遂ニ此節之辞免ニ至リ候段、 於小弟実ニ御気ノ毒千万ニ奉存候。何も御面話ならては難尽、 既往之事強而咎メ候訳ニも無之、多年別懇之交友中ニ而如何ニも遺憾不少御察シ可被下候。就而ハ賢兄始終之御配慮 十二日御元発致シ申候。折角之御知己ヲ受ケ候而三百里外より出張致し候へハ、愚不肖事成否ハ度外ニ置キー幕者知 由ニ而、去ル八日ニ着致シ直と話モ承リ御伝言モ拝承仕恭々奉存候。最早致し方も無之、速ニ帰隠之外無之、 村井事遂ニ辞職之都合ニ至リ、先達而ゟ門岡内状ニ而承知仕、賢兄御配意之趣ニ而、 ニ候へ共、此節迄ハ届兼、御序ニ宜敷御致声奉頼候。 有之候へ共、於小弟ハ不同意之次第ニ御座候間、着日面談休也翁同座ニ而其面責も致し申候事ニ御座候。然しもはや 門岡も段々心配も致し候由ニ付、返書旁一書進呈之筈 先々辞職も相済、当人モ安心之 其身ハ種々之意思も 既二昨

猶言上之儀ハ不尽ニ候へ共、 此節も先右迄拝呈仕候。 余者後音ニ譲り置申候。 順首。

十二月十三日

安場賢兄

尚 【々御家内様方へ乍憚宜敷 申上度申出候。 再拝。 - 〈 | 奉願候。妻病気も先漸々快キ方ニ而、乍憚御懸念不被成下候様、是ゟも呉々も宜

云 (明治十三年)十二月十三日付下津休也宛元田永孚書翰 何も録上不仕候。

蕉雨尊大人

座下

之、 学之影響ニ相違無之と御同慶仕候。 場皆々之大慶無比上事ニ御座候。 相成候様ニ致し候而御養老之一助ニもと存居候得共、 上仕候。 好物ニ而深々難有かり申候而厚ク御礼申上候。 め沢山御恵賜無存懸忝々仕合御厚情奉感謝侯。 ニ而奉安心候。 度万祝仕候。併御本復ニ者難相成由御不自由之事者申上候ニ不及深ク奉推察候。尤御元気者益以御壮ニ被成御座 二御危キ御事ニ而此元よりも大ニ御気遣申上候処、 爾来契濶不本意失候仕候処、 様之思ひをなし尊大人積年之御苦慮始而御安悦ニ至り申たると御同慶ニ奉存候。此元従三位公ヲ初メ奉り、 得不申御賢察奉願候。 実ニ天下之関係不浅少事ニ而政府中ニも余程之満足ニ有之、 別封者誠二軽少二御座候得共、 乍此上御用心御専一二奉祈候。 山田出京ニ而県内之様子モ精敷承知仕、 山田帰県ニ付一翰拝呈仕候。 此節之一和者独り吾党之喜ひのミニ無之、 い才者山田ゟ御聞取可被成候ニ付略仕候。 歳末御祝儀之印迄ニ差上申候間、 此節者幸便故何そ差上度候へ共、 此元ニ而者此大するめハ容易ニ無之品ニ而御心入別而難有荊妻共殊更 遠隔候而御見舞も届兼候次第深ク汗脊仕候。内先之頃者何より之する 漸々御平癒ニ被為至御外出も被出来候様ニ被為至候段者実ニ目 親類中ニも未夕心ニ任せ不申程ニ而、 寒霜相催候処益御安泰被成御座奉賀寿候。 此節各派一和之都合実二多年之氷雪一 此好気運全国ニ及候へハ天下安治無疑、 何そ之御用ニ成下度有様、 熊本満県之幸福、熊本一県之幸福ニも 其他此元之景況者同人ゟ言上仕候ニ付 心付も無之例之鑵詰少々御笑草ニ献 年来御報恩之心事を尽し 時ニ解融致し候 御怪我之儀 今少シ御弁利ニ 是全ク道徳 米田 候由 い に 誠 安 無 出

御座下迄ニ録呈仕候。 迂生儀モ無異ニ奉職罷在、 御他見者堅ク御断申上候。 当年共者別而元気も宜敷不相替恩寵ニ浴し難有事ニ 余者奉期後音候。 謹言。 御座候。 御放念奉願候。 別紙尊大人之

十二月十三日

永孚

(附記)

出候以上。 尚々次第二寒気モ強ク相成、 三白妻よりも乍憚重々宜敷~~申上度、不断御噂者申上候へ共存上候通りニ御見舞も届兼候次第御諒察奉願候段申 年内モ相逼候ニ付、別而御自愛奉懇祈候。再拝。

本校作成に当たり、財団法人永青文庫、熊本大学附属図書館、安場保吉氏に大変お世話になった。記して謝意を表したい。